

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年7月までの期間及び47年4月から48年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から同年7月まで  
② 昭和47年4月から48年3月まで

申立期間当時、私は大学生で、A社に住み込みでアルバイトをしていた。20歳のころ、事業主が国民年金の加入手続をし、毎月の給料から保険料を天引きして、私に代わり大学を卒業するまで納付してくれていた。未納期間があることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年6月ごろ払い出されており、申立期間の保険料を納付することは可能である上、申立期間の合計は16か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料は納付済みである。

また、申立期間当時、申立人が勤務していたA社の事業主は、従業員の国民年金保険料を毎月の給料から天引きして納付していたと述べており、同僚のオンライン記録を確認したところ、同社に勤務した時から国民年金保険料が納付されていることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、国民年金被保険者台帳の昭和47年度検認欄に「年度完納」と記載されていることから、申立期間当時の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間のうち、昭和48年3月については、厚生年金保険の被保険者であるため、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことは明らかであることから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和56年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月29日から同年4月1日まで

昭和56年3月は厚生年金保険被保険者期間となっていないが、同月の給与明細書では同年2月及び同年3月の2か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。私は、勤務証明書にあるとおり、同年3月31日まできちんと勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所からの回答及び申立人が提出した給料支払明細書から判断すると、申立人が同事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和56年3月分の給料支払明細書から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は4万8,000円、申立期間②は11万7,000円、申立期間③は8万円、申立期間④は10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月28日  
② 平成18年7月31日  
③ 平成18年12月28日  
④ 平成19年7月31日

申立期間について、A社が賞与支払届の届出を失念していたために、賞与記録が漏れている。保険料を控除されていたので、賞与明細書に基づき厚生年金保険の標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間における賞与明細書及び賞与支給控除一覧表において確認できる保険料控除額又は賞与額から、申立期間①は4万8,000円、申立期間②は11万7,000円、申立期間③は8万円、申立期間④は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立人の申立期間に係る賞与の届出を行っていることが確認でき、事業主は、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②は12万6,000円、申立期間③は15万円、申立期間④は12万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月28日  
② 平成18年7月31日  
③ 平成18年12月28日  
④ 平成19年7月31日

申立期間について、A社が賞与支払届の届出を失念していたために、賞与記録が漏れている。保険料を控除されていたので、賞与明細書に基づき厚生年金保険の標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間における賞与明細書及び賞与支給控除一覧表において確認できる保険料控除額又は賞与額から、申立期間①及び②は12万6,000円、申立期間③は15万円、申立期間④は12万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立人の申立期間に係る賞与の届出を行っていることが確認でき、事業主は、保険料

を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②は12万6,000円、申立期間③は15万円、申立期間④は10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月28日  
② 平成18年7月31日  
③ 平成18年12月28日  
④ 平成19年7月31日

申立期間について、A社が賞与支払届の届出を失念していたために、賞与記録が漏れている。保険料を控除されていたので、賞与明細書に基づき厚生年金保険の標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間における賞与明細書及び賞与支給控除一覧表において確認できる保険料控除額又は賞与額から、申立期間①及び②は12万6,000円、申立期間③は15万円、申立期間④は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立人の申立期間に係る賞与の届出を行っていることが確認でき、事業主は、保険料

を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は4万8,000円、申立期間②は14万6,000円、申立期間③は12万円、申立期間④は10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月28日  
② 平成18年7月31日  
③ 平成18年12月28日  
④ 平成19年7月31日

申立期間について、A社が賞与支払届の届出を失念していたために、賞与記録が漏れている。保険料を控除されていたので、賞与明細書に基づき厚生年金保険の標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間における賞与明細書及び賞与支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、申立期間①は4万8,000円、申立期間②は14万6,000円、申立期間③は12万円、申立期間④は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立人の申立期間に係る賞与の届出を行っていることが確認でき、事業主は、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 31 日

申立期間について、A社が賞与支払届の届出を失念していたために、賞与記録が漏れている。保険料を控除されていたので、賞与明細書に基づき厚生年金保険の標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間における賞与明細書及び賞与支給控除一覧表において確認できる保険料控除額又は賞与額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立人の申立期間に係る賞与の届出を行っていることが確認でき、事業主は、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は15万8,000円、申立期間②は20万8,000円、申立期間③は16万円、申立期間④は21万円、申立期間⑤は16万5,000円、申立期間⑥は16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月18日  
③ 平成16年7月21日  
④ 平成16年12月20日  
⑤ 平成17年7月20日  
⑥ 平成17年12月20日

平成14年4月1日から18年12月31日までA社に勤務した。その間、毎年7月と12月に賞与が支払われ、15年からは厚生年金保険料も控除されていたが、「ねんきん定期便」には標準賞与の記録が漏れている。申立期間の賞与について記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る賞与支払明細書及びA社から提出された申立期間に係る給与台帳から、申立人の申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立人のA社における申立期間の賞与支払明細書及び給与台帳の厚生年金保険料控除額から、申立期間①は15万8,000円、申立期間②は20万8,000円、申立期間③は16万円、申立期間④は21万円、申立期間⑤は16万5,000円、申立期間⑥は16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提

出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 岐阜厚生年金 事案 943

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年4月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月7日から同年7月1日まで  
昭和43年3月18日にB社に入社し、45年4月7日にグループ企業であるA社に移籍した。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された同社とB社で取り交わされた整備士訓練生を移籍するにあたっての「覚書」から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和45年4月7日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無く、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から53年3月まで  
加入手続については、義母が行っており記憶は定かではないが、義母が夫の分と一緒に納付していたはずである。申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の義母が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、その義母は既に亡くなっていることから、当時の状況を聴取することができないほか、申立人の夫に聴取しても、申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、国民年金の加入手続をした時期は不明としているところ、A市の被保険者名簿により、昭和55年6月ごろ、夫婦共に49年3月5日にさかのぼって資格取得されていることが確認できるほか、申立期間直後の昭和53年度及び54年度の国民年金保険料が55年7月10日に過年度納付されていることから、当該時期に再加入手続されたものと推認でき、この時点では、申立期間は時効により納付できない期間である。

さらに、上述の加入手続時期から、申立期間については、特例納付することが可能であるが、申立人にはまとめて納付した記憶は無く、地区の集金及び口座振替で納付していたと述べるのみで、申立期間について国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から51年1月までの期間及び57年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付及び免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月から51年1月まで  
② 昭和57年4月から60年3月まで

申立期間①については、A市職員から、国民年金の未納分を納付しないと市営住宅を購入できないと説明を受け、昭和51年1月に5万円ほどを一括で納付した。申立期間②については、長男が病気入院し低所得だったため、医療費公費負担申請と一緒に免除申請をした。申立期間が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年1月に、市営住宅を購入する際、A市の担当職員から、国民年金の未納分を納付しなければ、住宅は購入できないと説明を受け、住宅購入代金とともに、未納分を一括して5万円ほど納付したと述べているが、この時点において、申立期間の大部分の国民年金保険料は時効により納付することができない上、特例納付の実施期間でもない。

また、A市に確認したところ、申立期間①当時、市営住宅の購入要件には、国民年金保険料の納付要件は無かったとの回答が得られた。

さらに、申立期間②について、申立人は、医療費公費負担申請と一緒に免除申請をしたと述べるのみで、免除承認通知書は受け取った記憶が無いなど、当時の記憶は曖昧であり、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続をした記憶は無いとしているところ、平成12年1月に基礎年金番号が付番されているのみで、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できないことから、申立期間は未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時、申立人に対して国民年金保険料の徴収は無かったものと考えられる。

そのほか、申立人が申立人の国民年金保険料を納付及び免除申請していたこ

とを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付及び免除申請した事実を推定することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付及び免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 3 年 5 月 28 日まで  
社会保険庁の記録では、平成元年 10 月からの標準報酬月額が 36 万円となっているが、当時の給料は月 200 万円ほどであった。私は専務取締役であったが、経理事務及び総務事務には関与していない。当時の資料は何も無いが、標準報酬月額を給料に見合う額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成元年 10 月から 2 年 9 月までについては、オンライン記録によると、申立人の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成元年 10 月及び同年 11 月は 47 万円、同年 12 月から 2 年 9 月までは 53 万円と記録されていたところ、同年 8 月 1 日に 36 万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A 社を管轄する社会保険事務所(当時)から提出された同社に係る不納欠損整理簿によれば、同社には社会保険料の滞納があったことが認められる。

しかしながら、申立人は、昭和 57 年 10 月から 58 年 2 月まで及び 60 年 2 月から 61 年 2 月までの期間については代表取締役として、申立期間当時は取締役として A 社に在籍し、厚生年金保険被保険者であったことが同社の商業登記簿謄本及びオンライン記録から確認できる。

また、申立人は、「私は専務取締役であったが、営業全般の業務をしており、経理や総務のことは全く分からなかった。」と主張しているが、同僚は、「申立人は、専務取締役として、業務全般を把握しており、会社の経営者の一人であった。申立人を含む 3 名の役員から標準報酬月額を下げる届出を行うとの話があったので、申立人は、標準報酬月額を下げることを知っていたはずである。」と供述していることから、申立人は、自身の当該期間に係る標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A 社の取締役として、自らの標準報酬月額の減額に同意しながら、当該減額処理を有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間のうち、平成元年 10 月か

ら2年9月までの厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

一方、申立期間のうち、平成2年10月から3年4月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は36万円と記録されており、標準報酬月額をさかのぼって訂正された記録は認められない上、申立人と同様にA社の役員であった同僚の標準報酬月額は、申立人と同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

また、複数の同僚に照会したものの、当該期間の給料明細書を保管している同僚はいない上、複数の同僚は、当時、給料の遅配や未払もあり、最後の数か月の給料は受け取っていない旨の供述をしている。

さらに、A社は平成3年5月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主とは連絡が取れず、当該期間における申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

当該期間において、申立人はA社の取締役であり、上記の同僚の証言から、仮に、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当することが認められることから、当該期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年7月4日から21年3月2日まで

昭和20年8月\*日、乗り組んでいたA社の船が沈没し、B病院に入院した。同年11月の退院後は、実家のあるC県に戻り農業に従事していた。1年ほど後、船の仕事が忘れられず、また、会社へ出かけ3か月ほど待機していたが、あきらめて実家へ戻った。当時、年金については何も知らなかったし、脱退手当金を請求することはあり得ないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の船員保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを示す支給年月日等の記録とその算出事跡が記載されている。

また、国（厚生労働省）が管理する国庫金送金請求書には申立人の当時の住所や脱退手当金の金額が記載されていることから、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された昭和24年4月14日当時は、厚生年金保険及び船員保険交渉法制定前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないと認め、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月1日から同年9月1日まで  
A社B支店に入社した後、30年8月17日に運転免許を取得し、31年5月1日付けの辞令で本採用となっているが、厚生年金保険の資格取得日は同年9月1日となっている。同社B支店で本採用となった時に、厚生年金保険の被保険者となっていると思うので記録の訂正を申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

A社C支店に保管されている社員名簿及び雇用保険の記録並びに申立人が所持する辞令により、申立人が同社B支店に昭和29年4月2日から臨時従業員として勤務し、その後、31年5月1日に本採用となり、申立期間において同社同支店に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人と同時期に厚生年金保険の資格を取得している同僚の中には、本採用日と厚生年金保険の資格取得日が相違している者が複数いる上、申立人と同日の昭和31年5月1日に本採用になった同僚2名の厚生年金保険の資格取得日も同年9月1日であることから、A社B支店では、申立期間当時、すべての従業員を本採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 947

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 1 月 7 日まで

私は、学校を卒業して、A店に入社した。住み込みで店員として昭和 34 年 4 月から 35 年 1 月まで働いていたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA店に勤務しており、申立期間は当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、A店が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できず、厚生年金保険被保険者番号事業所払出簿においても、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、A店は、その管轄する法務局において商業登記の記録が確認できない上、申立人は、当時、当該事業所は事業主を含め3人の個人事業所であったと供述していることから、当該事業所は厚生年金保険法の適用事業所ではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、事業主の名前も名字しか記憶しておらず、当時の同僚の名前も記憶していないことから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から平成4年12月まで

A社に勤務した期間のうち、昭和44年1月から平成4年12月までの厚生年金保険の標準報酬月額が誤っている。この期間の一部について給与明細書を持っているので、申立期間の標準報酬月額を正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤務していた申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てている。また、申立人は、同社の先代社長から、「退職金が無いので、保険料は会社が負担する。」と言われたと供述しているところ、申立人が所持する申立期間に係るA社の47か月分の給与明細書のうち、保険料控除額を確認できる6か月分の給与明細書から、申立期間においては、健康保険料及び厚生年金保険料並びに雇用保険料として合計1,000円が給与から控除されていたことがうかがえる。

しかしながら、申立人が申立期間において被保険者として負担すべき健康保険料及び厚生年金保険料の合計額は、オンライン記録から、標準報酬月額の最も低い昭和44年1月の場合は1,750円、標準報酬月額の最も高い平成4年12月の場合は2万7,240円であり、上記の給与明細書で控除されていた保険料(1,000円)は申立人の負担すべき保険料を下回っている。

また、A社の当時の事業主は既に死亡している上、同社には当時の資料が残されていないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録上の申立人の申立期間における標準報酬月額は、<sup>そきゅう</sup>遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 949

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 7 月 26 日から 6 年 1 月 26 日まで  
平成 3 年 9 月 2 日に A 社に入社し、8 年 3 月 5 日まで B 社に派遣され、継続して勤務していた。その間に派遣会社が、A 社から C 社に変わったが、会社が変わった時期の 6 か月間の厚生年金保険加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は申立期間に A 社及び C 社に継続勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 社及び同社から B 社の営業権を譲渡されたと回答している C 社は、営業権の譲渡に併せて従業員も異動させたと回答しているが、その時期を特定することができない。

また、申立人と同様に、申立期間に A 社及び C 社から B 社に派遣されていた同僚は、「A 社では、会社負担分を含めて厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の加入を辞めた。」と供述している上、オンライン記録により、申立人は、A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 5 年 9 月 30 日）よりも前の平成 5 年 7 月 28 日に政府管掌健康保険の被保険者証を返納したことが確認できる。

さらに、申立期間当時の C 社の社長は、「当時は、派遣社員についてはほとんど社会保険の加入手続をしていなかった。社会保険に加入していない者から保険料を控除することは無い。」と供述している。

加えて、申立人及び同僚が証言する申立期間において C 社に勤務していたとする従業員数と厚生年金保険加入者数が一致していない。

以上のことから、当時、C 社では、厚生年金保険の加入について従業員ごとに違う取扱いがされていたことがうかがえる。

また、オンライン記録では、申立期間において A 社及び C 社での厚生年金保険被保険者資格の取得者に係る健康保険の整理番号に欠番は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 950

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月10日から26年2月1日まで  
隣人の紹介で、昭和22年7月から27年12月までA事業所に勤務した。  
今回、厚生年金保険の被保険者期間を照会した結果、26年2月以降しか被保険者期間が記録されていないことが分かったが、上記期間に勤務していたので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、期間の特定はできないものの、A事業所に勤務していたことは、申立人の同僚の供述及び申立人の鮮明な記憶から推認できる。

しかしながら、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、全被保険者15名のうち10名が昭和26年2月1日に資格取得しており、これらの者のうち供述が得られた2名は、同日以前から同事業所で勤務していたと供述していることから、当時、同事業所は一定期間内に採用した者を特定日にまとめて加入させていたことがうかがえる。

さらに、A事業所を承継しているB事業所は、「当時の資料は無く、一切不明である。」旨回答をしていることから、申立期間における保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 951

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月から同年 8 月まで

私は、昭和 31 年 3 月に高等学校を卒業し、翌日から同年 8 月まで、A 市 B 町にあった C 社の事務所で、事業主が所属する政党の事務をしていたが、被保険者記録照会回答票に加入記録が載っていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人が C 社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人及び複数の同僚が C 社で事務の責任者であったとしている者は、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

また、高等学校を卒業し昭和 30 年 3 月に入社した申立人の前任者及び同前任者が入社する前から勤務していた上司は、同年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者となっていることから、当該事業所では、すべての従業員について勤務期間どおりに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、C 社は、昭和 59 年 12 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び上司は死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用についての証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。